

住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材変更を含む。）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替，耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸，窓の補修（破損したガラス，カギの取替を含む。）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- ⑩ 電気，ガス，電話等の配管の配線の補修（スイッチ，コンセント，ブラケット，ガス栓，ジャックを含む。）
- ⑪ 壊れた便器，浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが，洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床，壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
（例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
○壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
×壊れていない便器の取り替え
×古くなった壁紙の貼り替え
×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが，壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする。
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
（例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。